

豊島区政公報

昭和 26 年 6 月 15 日
 第 19 號
 發行所 豊島区役所
 豊島区池袋 1-642 番地
 編集人 豊島区役所
 印刷所 文林堂印刷株式会社
 電話大塚 (86) 1101-5

改選後初の区議會開く

議長副議長決定す 六月六日

昭和二十六年六月六日午後四時議長職務執行議員島田勝太郎君開会を宣す。
 地方自治法第百三條の正副議長選挙は投票を以て行い、議長に森川重吉君、副議長に古賀清君がそれぞれ当選就任。特別区競馬組合議員は議長指名で島田勝太郎君に確定、臨時出納検査立会議員は議長指名にて左の五人が選ばれた。

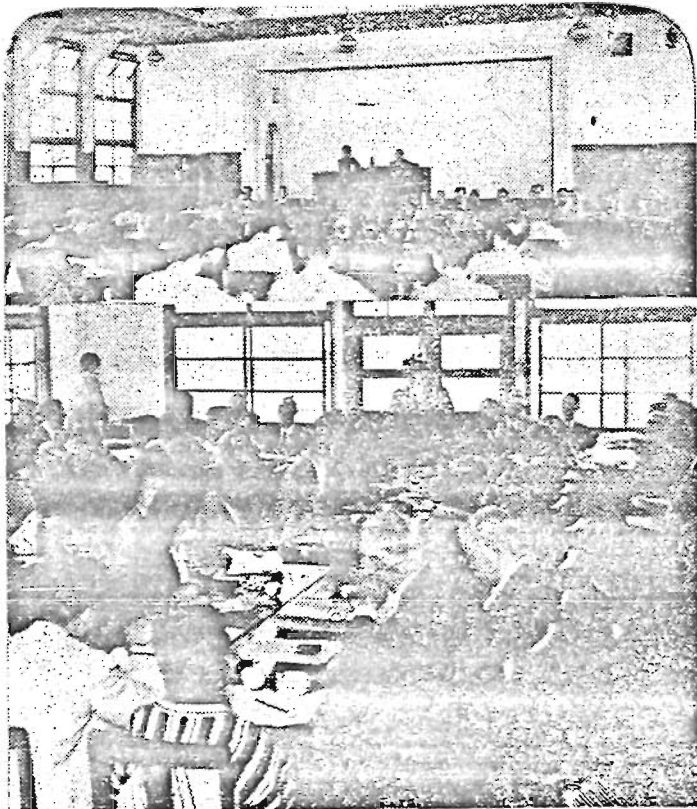
金山精一君、奥仲彌之助君、橋本とし子君、田島安右衛門君、加藤太一君
 議員提案の常任委員会及特別委員会條例中一部改正の件は提案通り即決可決された。

豊島区特別区稅條例中一部改正の件は、本村助役の説明があつて原案通り異議なく可決された。豊島区監査委員選任同意の件は須藤区長より推薦の辞があつて左の三名が確定。

議員中より 今泉 清君
 同 森 幸二君
 学識経験者より 木村雄次郎君

豊島区助役、収入役選任同意の件は区長より推薦同意を求める辞があつて任期満了後引続き選任に全員異議なく同意確定す。加藤太一君より電氣料金値上げ反対の意見書を関係当局に提出する意見が出て異議なく決定、後一般質問があつて午後五時四十五分森川議長閉会を宣して散会した。

（写真説明）（上）区議本會議 （下）協議會



★各常任委員長決定す★

常任委員会及特別委員
 會條例中一部改正にと
 なう委員は左の通り決
 した。○印は委員長（極
 称略）
 総務委員会（十一名）
 市川陸奥齋、奥仲彌之
 助、齋藤鶴吉、長沙美、
 宮坂忠長、今泉清、大
 島不二雄、島田勝太郎
 早川繁太郎、○足立平
 藏、秋元正雄。
 自治振興委員会（十二名）
 四海民藏、土屋剛、木
 村昇一、森幸二、塚越
 常三、金山精一、松本

義雄、粕谷みや子、島田勝太郎、○足立藤次郎、清水鎌吉、吉田鉄藏
 財務委員会（十三名）
 花山豊三郎、齋藤鶴吉、大金登、佐久間市藏、関敏子、笠原孫藏、○森茂吉、足立平藏、加藤太一、早川繁太郎、秋元正雄、元谷宇吉、杉浦茂

教育委員会（十三名）
 田村爲次郎、○村田文雄、四海民藏、長沙美、矢島博文、阿部静枝、宮坂忠長、今泉清、粕谷みや子、大島不二雄、足立藤次郎、山口幸之助、服部スエミ
 厚生委員会（十二名）
 ○市川陸奥齋、村田文雄、奥仲彌之助、関敏子、外川太郎、橋本とし子、神林平吉、山下虎雄、加藤太一、服部スエミ、元谷宇吉、杉浦茂

商工委員会（十名）
 花山豊三郎、土屋剛、矢島博文、阿部静枝、外川太郎、○佐久間市藏、橋本とし子、森茂吉、山口幸之助、田島安右衛門
 建設委員会（十三名）
 田村爲次郎、木村昇一、森幸二、大金登、笠原孫藏、塚越常三、金山精一、松本義雄、神林平吉、○山下虎雄、田島安右衛門、清水鎌吉、吉田鉄藏。

五月十八日午後一時より区役所二階會議室に於て開會、五地区の委員長（第四、第六、第八地区は副委員長、第九地区は吉田常任委員出席）区側から木村助役外関係係長出席。
 座長輪番により笠原第三地区委員長座長となつて左の事項を協議午後四時散会した。

区政地区 連合協議會

五月前期の事務協議會を八日午後一時より区役所二階會議室に開會、全所長、総務、自治振興課長、保健所長、区民、補導係長出席左の事項を協議午後五時閉会した。

一、赤十字募金について
 二、畜大登録事務について
 三、傳染病予防接種の実施について
 四、其の他
 （定例）
 五月後期の協議會を二十四日午前九時より議員控室に開會自治振興課長以下関係係長出席左記事項を協議した。

出張所長事務協議會

（定例）
 五月前期の事務協議會を八日午後一時より区役所二階會議室に開會、全所長、総務、自治振興課長、保健所長、区民、補導係長出席左の事項を協議午後五時閉会した。

一、赤十字募金について
 二、畜大登録事務について
 三、傳染病予防接種の実施について
 四、其の他
 （定例）
 五月後期の協議會を二十四日午前九時より議員控室に開會自治振興課長以下関係係長出席左記事項を協議した。

昭和二十六年

事業所統計調査

七月一日午後零時現在

今回行われます事業所統計調査は、戦後の昭和二十二年三月法律第一八号をもつて新に制定公布された統計法の規定する「指定統計」であつて、この調査は、連合國軍總司令部の指令により、わが國の全産業にわたつて、事業所の分布および事業の活動状態を明かにし、國內産業再建のための諸計画に対し、基礎的な資料を得んとする重要な調査であります。この調査を担当せられる各位の格別な御協力を願ひする次第であります。すでにこの調査は過ぐる昭和二十二年および昭和二十三年の二回にわたり行われ、今回が三回目であります。この間、昭和二十四年以降は、わが國內外の各般の情勢により中止のやむなきに至つていたような状態でありましたが、以来、種々國內経済事情等の変遷により、産業界の実態も著しい変動をみているので、近來、これら資料に対する各方面からの強い要望に応え早急に資料を整備するため、従來より調査期日を早めて來る七月一日現在により

実施することとなつたのであります。今回は、事業所の把握と事業内容の二点に關し、特に重点的調査を行います。これは「民営」ならびに「公營」の事業所と恒久的に仕事の行われ一定の場所はすべて調査の対照とされていきます。本区調査員・指導員は、すでに区長より東京都知事宛内申済みであります。任命は六月中旬に行われる予定であり、各調査員の番号、区域及び担当調査員の氏名等も、ときを待たずして告示されることとなつておりますので、当節におきましては区民各位の格別なる御指導、御協賛をお願いいたします次第であります。

(註) (1)これは「事業所統計調査規則」(昭二二、七總理府令一〇)において、第五條本文に、事業所統計調査は、毎年十月一日午前零時現在によつてこれを行う」と定められてある。(2)場所的設備が恒久的である限り」のことをいう。

協力いたしまししよう!!

一週間の行事日程を次のように企画しました。各事業所団体では適宜のプログラムを作成願ひます。

國際連合に協力いたしまししよう!!

六月二十三日から六月二十九日まで、國連協力週間で

國連協力週間日程

きたる六月二十六日は、國際連合憲章調印日です。わが國が近く國際連合の専門機關に加盟する日を目前に束えてわれわれの國際連合に關する理解をより促進するため、東京都においては日本國際連合協会の國連協力週間行事を積極的に支持することとなつたので当区においてもこれに協力することになりました。

一、目的 W H O (世界保健機關)、ユネスコ(國際連合教育文化科學機關)、BANK(國際復興開發銀行)、F A O (國際食糧農業機關等の國際連合の各種専門機關への日本の加盟を目前に控えて、これら専門機關の目的活動に關する正確な理解と認識を深めるために、六月二十六日國連憲章調印の日を機会にその週間(六月二十三日より六月二十九日)を國連協力週間として各位の啓蒙、普及、活動を重点的にを行います。

二、実施要領 六月二十三日(土)「國連と日本國民」 國連旗掲揚運動、東京では日比谷公会堂で憲章調印日記念國連協力都民大会を開催します。六月二十四日(日)「國連と婦人」 六月二十五日(月)「朝鮮動亂一周年記念」 「朝鮮動亂と國際連合」集國保障に關する知識の普及と韓國難民救済等について思索する日とします。

東京では、このテーマの催しの間に日本のW H O加盟を祝して、世界保健會議日本代表團の報告を開催します。

六月二十六日(火)「國連と平和」(國際連合憲章調印記念日)

六月二十七日(水)「國連と勤労者及農民」

六月二十八日(木)「國連と学生」

六月二十九日(金)「ユネスコと日本」

以上の各種日程は適宜プログラムの作成によりゼミナール、ワクショブ等について区内各種学校事業所、団体などにおいて、サークルを開き、これらについて話し合う機会を作ることが必要です。

日赤地区募金の中間報告

本年度赤十字地区募金については、区民各位の御理解の下に強力に推進せられ、各地区共五月三十一日を以つて一応終了致しました。当委員部でもなるべく早く集計を公表致し度い所存で居りますが、とりあえず六月一日現在の募金額を以つて中間報告を致します。

記

- 一、目標額 九、二四〇、〇四円
一、募金額 五一九、二二八円
一、応募世帯数 一一、八四三戸

都営住宅申込九回落籤者え

都営住宅お申込の方で九回落籤者の方は申出て下さい

- 1 申出受付期間 昭和二十六年六月二十五日より三十日まで

- 2 受付場所 東京都建築局 企画課管理係

- 3 申出の方法 △米穀通帳 △印鑑 △住宅預金証書又は認証書 △九回落籤を証明できる者

不明の点は区役所建築課住宅係え御問合せ下さい

谷端川改修 工事竣工す

椎名町駅より下流、武蔵野鉄道橋断迄の谷端川改修工事は本区永年の浸水問題解決のため、昭和廿五年度総額百六十五万五千円の工事費を以て昨年十二月廿六日より改修に着手しこれが竣工は、降雨続きのため延引したが去る五月廿日遂に完成した、これによる改修工事区間は四二〇・六メートル橋梁の架設替え橋台コンクリート上部鉄筋コンクリートのも一橋、橋台コンクリート上部木造のもの一橋計二橋、その他簡易なる橋三橋を架設入止柵総延長四七九メートルを設置した、目下河

区立椎名町小学校 学校図書館上棟式

昭和二十五年に於ける画期的事業として学校図書館の建設を計画、その進捗を見つゝあるが、へき頭着手した本区立椎名町小学校学校図書館の上棟式は五月二十二日午前十時より同校に於いて盛大に挙行された、その構造は木造瓦葺平家二十坪建設費 六十五万円にして区並学校側に於いてはモデル図書館として初登場する本館の建設については懸命の努力を拂いつゝあるので大きな期待をかけている。

底の大浚渫と両側道路の整備作業を続行中でこれも近く完成することになつて居る。

保護鳥を飼養するには 許可証が必要

狩猟法の施行に基き、現在飼養している保護鳥は飼養許可証を要することになつてゐるので、まだ許可を受けていない向は左の要領により来る六月三十日まで必ず申請の手続をとるようお願い致します。

一、保護鳥の種類
マヒワ、ウソ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラウグイス。

二、申請手続
東京都経済局林務課(千代

区立椎名町小学校 学校図書館上棟式

尚他の四館は左の通り決定した。

仰高小学校学校図書館
時習小学校学校図書館
道和中学校学校図書館
高田中学校学校図書館
以上

主要食糧の加工 販売業者の登録 開始さる

飲食営業臨時規程法の失効によつて、新に食糧管理法施行令の一部改正により従来外

田区九ノ内三ノ一に備付の申請用紙に必要事項記入の上二羽に付手数料百円を添えて提出する。

三、本件に関する御問合せは前記場所若しくは区役所商工課宛に願ひたい。

「鳥獣飼養許可証下付申請書」

飼養人職業 氏名

住所

生年月日

一、飼養鳥獣の種類及数
二、飼養の目的及入手年月日
右の通り鳥獣を飼養したいから許可証の下付を願ひます

年月日 右 飼養人 印
東京都知事安井誠一郎殿

食券食堂旅館としての米飯提供をなして来た制度が六月一日より「米飯提供業者」として登録されることが必要となり、飲食営業者で米飯を提供しようとする者は管轄保健所長の認証ある食品衛生法の許可証の写を添え所定の申請書を区役所経由都知事宛申請されたい。米飯提供業者の設備条件として店舗は店席三坪、調理場二坪、以上とする。

なお従来のもん、パン類外食券食堂についても夫々小売販売業者乙(めん類食堂、パン類食堂)としての登録を受けなければ営業が出来なくなつた。

新害虫 アメリカシロヒトリ 退治に協力願ひます

街路樹を主とし、一部農作物を喰害する、新害虫北米産「アメリカシロヒトリ」は昭和二十四年東京都旧市内を中心として近畿一帯にその発生を見た。以来農林省を中心として各地方庁にアメリカシロヒトリ防除対策本部を設け、駆除対策を講じつゝあるが、生育期である六月中下旬を期して本害虫の絶滅を計ることとなつたので各位の御協力を御願ひ致します。

一、アメリカシロヒトリの生態と発見法
現在京浜地区では年に二回発生をする。即ち五月中旬頃より第一化の蛾となつて産卵し、十日間の卵期を経て孵化

する。幼虫期は三十日乃至三十五日でこの期間に樹木や農作物の葉を喰ひ荒し、大害を興える。第二化の幼虫期間は八月下旬より九月上旬に亘り、九月中旬以降漸次縮小となつて越冬する。卵は淡緑色、球状の卵塊として葉の表裏に産みつけられ、一卵塊の卵塊は六百乃至八百粒に及ぶ。卵塊の表面は白色毛で破れ、孵化前には灰に変ずる。幼虫は孵化当初、葉の裏面に白い糸を吐き葉を綴り合せてその中に群棲している。(中図参照)喰害の跡は下から透すと恰も半透明の膜の様な状態を呈する。成長するに従ひ、頭部黒色体色淡黄、全体を白い毛で

被はれた毛虫となる。(下図参照)喰害も漸次進んで遂には裁害植物の葉を網状を呈するまでに喰ひ荒す。成虫は白色で前翅に斑点を有する。動作は緩慢で雌は産卵場所附近に定着している。(上図参照)

二、加害植物
プラタナス、サクラ、ポプラ、柳トネリコ、クワ、ダイズ、サツマイモ、トウモロコシ。

三、発見とその処理
(イ) 害虫の群棲している被害枝葉を剪り落して焼き捨てその跡にDDT又はBHC剤を散布する。

(ロ) 発生が甚だしい場合には出来るだけ速かに区役所出張所若しくは商工課に連絡願ひたい。

〔附 図〕



區條例の解説

(8)

東京都豊島区 区有財産條例

昭和廿四年九月十九日
豊島区條例 第八号

この條例は本区有財産の取得管理及び処分に関する事項を規定したものであつて、区税収入をもつて財政収入の主とする新地方自治制度下の財政行政においては、これら財産収入をもつて従とする考えから公用財産及び公共用財産の外に収益を目的とする財産すなわち収益財産の三点に分類するとともに、収益財産については特にこれを基本財産として維持することができると等、全文三十三條(うち附則三條)に取纏め成文化いたしました。

地方公共団体の財政行政に關する基本的規定である地方自治法(昭二二、法六七)中第九編の「財務」は、その性質上、地方税法(昭二三、法一一〇)および地方財政法(昭二二、法一〇九)と密接な関連にあり、特に重要な財産の取得管理および処分ならびに營造物の設置等に関する規定は本條例より除外し別途に東京都豊島区議会の議決を経べき財産及び營造物に関する條例をもつて規定いたしましたので(次号掲載予定)、こ

の條例においては区有財産の取得管理および処分に関する一般的规定として：
1 「財産の買入、売却または貸付」に對する一般事項、ならびに入札および契約の方法等
2 区議会の承認を必要とするものとして：
① 財産の寄附の受領
② 條件、手続
3 財産の貸付期間ならびに貸付料同減免措置
4 借受人と借受物件：
等以上の事項について規定してあります。
これら一般的规定の対象は本区住民の使用に供するため設置されるものであり、本來財産および營造物は(この條例には營造物に關して直接規定してありませんが)当区住民のためのものであり、当区は地域団体であつて、その自治権は、その地域によつて制限されるものでありますので、他の地方公共団体の住民の使用に供することは、必ずしも設置等の直接の本旨ではないと考えられるものが多いようであり、本條例に關連のある各般の財産事項は、次号掲載予定の「区議会の議決を必要とするもの」に、讓

人名用漢字制限緩和

92 字追加せらる

人名に用いる文字は、國民の生活能率をあげるためにもまた個人の幸福のためにもできるだけ常用平易な文字を用いることが必要である、しかしながら人名に用いる漢字については、社会慣習や特殊事情もあるもので、当用漢字表(昭和二十一年内閣告示第三十二号)に掲げられた漢字のほか「人名用漢字別表」が昭和二十六年五月二十五日内閣告示第一号で告示され、これと同時に法務府令第九十七号で戸籍法施行規則の一部が改正されて、子の命名には左の九十二字を使用してよいこととなる。

人名用漢字別表

丑 丞 乃 之 也 亘 亥 亦
亨 亮 仙 伊 匡 卯 只 吾
呂 哉 嘉 圭 奈 宏 寅 尙
殿 己 庄 弘 爾 彦 悌 敦
昌 晃 晋 智 暢 朋 杉 桂
桐 楠 橘 欣 欽 毅 浩 淳
熊 爾 猪 玲 琢 瑞 甚 陸
磨 磯 祐 祿 禎 稔 穰 綾
惣 聰 聚 胤 胤 蔚 藤 蘭
虎 蝶 輔 辰 郁 酉 錦 鏢
靖 須 馨 駒 經 鯛 鶴 鹿
齊 齊 龍 龜

みんな國旗を掲げましょう

國旗は國家のシンボルです。近く待望の講和會議を控えて今こそ新生日本の國民であるという自覚の上に立つて、すでに我等の手にかえつた美しい「日の丸」に對し敬意と愛情をこめて國民的行事の際には戸毎に國旗を掲げたいと願つておられます。御希望によつてお取次を致します。

の御協力を煩はして來ました。各戸に一枚を目標として区内デパート及取扱店に連絡する外「皇居外苑保存協會」の外苑整備保存運動に協力する趣旨を以て各出張所でも御希望によつてお取次を致します。

第四、第五出張所移転完了、即日事務開始
第六出張所増築も完成す。

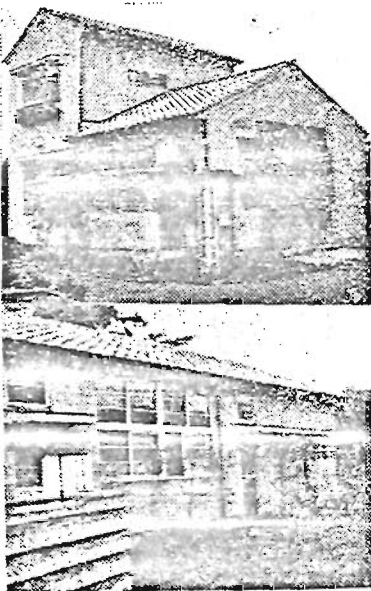
客年十月、区政への深い理解と熱意により管内有志によつて庁舎建設協議会の設立を見た第四、第五出張所は鋭意工事中のこのところ程見事に完成したので引渡しを終り、直ちに移転完了、即日事務を開始した。写真の通り極めて瀟灑な明るい建物で、之によつて全出張所庁舎は整備完了を見た訳であるが、近く実施を予定している出張所事務の大幅移譲によつて区民の飛躍的利便が期待される。

尙右出張所建設費の一部並に附帯施設等の経費は管内有志の寄附に仰いでいるので格段の御協力をお願いしている。

◎第四出張所 建設協議会長 海老沢了之介氏
所在地 雑司谷五丁目七一七番地
構造 木造二階建瓦葺外部ラス張モルタル塗
敷地 五十二坪 建坪 三十三坪五合
施工者 元橋工務店

◎第五出張所 建設協議会長 山下虎雄氏
所在地 目白一丁目一〇五七番地
構造 木造平家建瓦葺外部ラス張モルタル塗
敷地 三〇坪 敷地 一〇〇坪
施工者 渡辺建設株式会社

◎第六出張所
区予算二〇万円を以て現在庁舎の事務室八坪六八を改造し五坪一三を増築工事中のところこの程完成引継を了した。



(上) 第四 (下) 第五出張所